

ふくいの食育・地産地消推進県民会議規約

第1 目的

私たちのふるさと福井の健康長寿を支える大きな要因として、ごはんや大豆等を中心に食材をバランスよく組み合わせた伝統的な食生活があげられる。生産から食べるまでの体験活動などにより、県産農林水産物を選択することや食生活の改善、食を大切にする気持ちを醸成する「食育」と、新鮮で安全な食材を生産し、それを積極的に食生活に取り入れていく「地産地消」が結びついたものが健康長寿な「ふくいの食」の特徴である。

本会議は、この「ふくいの食」を通じて豊かな人間性の育成と県民みんなの健康的な生活の実現を目指し、各種団体が一体となって推進活動を展開していくことを目的とする。

第2 名称

本会議は「ふくいの食育・地産地消推進県民会議」（以下「県民会議」という。）と称し、必要に応じて、課題別施策に対しより効果的に推進する部会を設置する。

第3 会員

- 1 県民会議の会員は、この県民会議の目的に賛同し、「ふくいの食」を通じて健康で豊かな生活を実現することをめざす団体等で、別紙に掲げる団体等とする。
- 2 部会の会員は、「ふくいの食育・地産地消推進計画」に示された施策のうち特定分野の具体的な推進を担う団体で構成することとする。

第4 活動

- 1 県民会議は、会員の合意に基づいて、次のような活動を行う。
 - (1) 「ふくいの食育・地産地消推進計画」に示された施策の進捗管理、および施策の推進に関する活動の検討・協議
 - (2) その他、県民会議設立の目的を達成するために必要な活動
- 2 部会は、会員の合意に基づいて、次のような活動を行う。
 - (1) 「ふくいの食育・地産地消推進計画」に示された施策のうち特定分野の推進に向けた行動計画の進捗管理および課題への対策・協議
 - (2) 会員の行う各種活動に関する情報交換、交流
 - (3) その他、部会設置の目的を達成するために必要な活動

第5 代表

- 1 県民会議の代表は、福井県農林水産部長とする。
- 2 部会の代表は、福井県農林水産部流通販売課長とする。

第6 会議

- 1 県民会議および部会は各代表が招集するものとする。
- 2 県民会議の開催は年間1回程度とし、部会は必要に応じて開催することとする。

第7 事務局

県民会議および部会の事務局は福井県農林水産部流通販売課内に置く。

第8 その他

その他必要な事項は、代表が定める。

附則

この規約は、平成21年4月28日から施行するものとする。

この規約は、平成24年4月26日から施行するものとする。

この規約は、平成26年4月1日から施行するものとする。

この規約は、平成31年4月1日から施行するものとする。

この規約は、令和元年6月1日から施行するものとする。

この規約は、令和6年4月1日から施行するものとする。